［6　略］ 7　欠格事由に関する事項（法第159条第２項第５号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて別表第六十号の１の（注２）及び（注３）に規定する様式を添付すること。） ［表略］ 注１　法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。 注２　［略］ 注３　［略］ 注４　［略］ ［第２　略］	［6　同左］ 7　欠格事由に関する事項（法第159条第２項第５号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。） ［表同左］ ［新設］ 注１　［同左］ 注２　［同左］ 注３　［同左］ ［第２　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～二の二　略］ 二の三　特定地上基幹放送局　基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。 ［三　略］ 三の二　特定地上基幹放送試験局　基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。 ［三の三～二十九　略］ ２　前項各号に規定するもののほか、無線局の種別を別に定めることがある。 （間接に占められる議決権の割合） **第六条の三の二**　法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送局免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合とする。 ［２　略］	（無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。 ［一～二の二　同上］ 二の三　特定地上基幹放送局　基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。 ［三　同上］ 三の二　特定地上基幹放送試験局　基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。 ［三の三～二十九　同上］ ２　前項各号に規定するものの外、無線局の種別を別に定めることがある。 （間接に占められる議決権の割合） **第六条の三の二**　法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合とする。 ［２　同上］